

平成 29 年度産学官連携支援事業委託事業
「産学官連携リスクマネジメントモデル事業
(産学官連携リスクマネジメントネットワーク構築)」

委託業務成果報告書

平成 30 年 3 月 30 日

三重大学

本報告書は、文部科学省の平成29年度産学官連携支援事業委託事業による委託業務として、国立大学法人三重大学が実施した平成29年度産学官連携支援事業委託事業「産学官連携リスクマネジメントモデル事業（産学官連携リスクマネジメントネットワーク構築）」の成果を取りまとめたものです。

目 次

1. 産学官連携リスクマネジメントネットワークの構築	・・・ 3
2. 全国の大学等からの産学官連携リスクマネジメントに関する相談対応	・・・ 23
3. 全国の大学等への普及	・・・ 24
4. 教材等の作成	・・・ 24
5. 新たなリスクへの対応	・・・ 25
6. 平成 30 年度以降のネットワークの維持・発展	・・・ 26

1. 産学官連携リスクマネジメントネットワークの構築

全国の大学等に適切な産学官連携リスクマネジメント体制の導入を促すために、他の幹事機関（名古屋大学、東北大学、東京医科歯科大学）、協力機関9大学（岩手大学、群馬大学、新潟大学、山梨大学、福井大学、豊橋技術科学大学、山口大学、大分大学、宮崎大学）と連携を密に取り、全国の大学等を対象としたネットワーク構築を実施した。幹事機関、協力機関のリスクマネジメント体制は、他の全国の大学等の模範となるよう、産学官連携に係るリスク要素全体を想定したものとした。また、幹事機関同士で特段の理由なく複数のスタンダードを作らないことにも配慮した。

その上で、幹事機関の三重大学及び協力機関9大学からなる10大学の中核組織として、「中小規模大学・地域圏大学産学官連携リスクマネジメント会議」（以下「リスクマネジメント会議」）を設置し、下記の日程で開催した。

第1回	平成29年5月17日-18日	開催地：名古屋
第2回	平成29年6月19日	Web会議
第3回	平成29年7月31日-8月1日	開催地：津
第4回	平成29年9月19日	Web会議
第5回	平成29年10月16日-17日	開催地：津
第6回	平成29年11月28日	Web会議
第7回	平成29年12月17日-18日	開催地：宮崎
第8回	平成30年1月30日	Web会議
第9回	平成30年3月4日-5日	開催地：福井

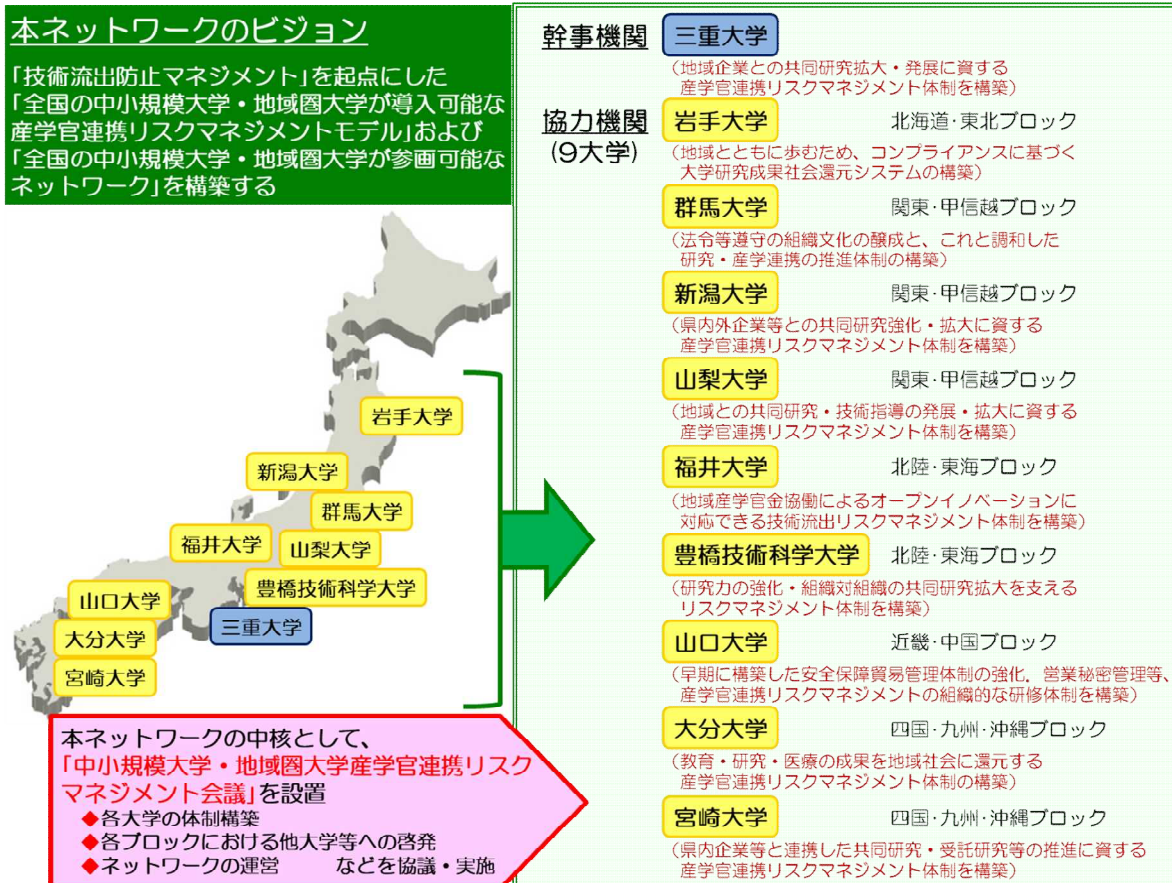


図 1 中小規模大学・地域圏大学産学官連携リスクマネジメント会議

リスクマネジメント会議では、平成 27 年度－平成 28 年度に三重大学が構築した「技術流出防止マネジメントモデル」（以下「三重大学モデル」）を、協力機関 9 大学がそのまま導入することは可能か？そうでなければどこに改良が必要か？等について検討した（リスクマネジメント会議で展開された議論の詳細については、参考資料 1 を参照）。

同時に、三重大学において、本年度からの本格運用に基づき、「三重大学モデル」のブラッシュアップを行った。また、協力機関 9 大学においても、それぞれの地域性、産学官連携活動の特徴、研究科・学部構成、マネジメント体制、強みのある研究分野等に応じて、「三重大学モデル」をカスタマイズした。そして、三重大学を含む 10 大学における運用・試行に基づき、「三重大学モデル」をバージョンアップした。各大学のモデルを比較・検討することにより、「中小規模大学・地域圏大学技術流出防止マネジメントモデル」に係る「基本モジュール」と「各大学の特徴に応じたモジュール（基本モジュール以外）」を構築した。一例を次に挙げる。

- 産学官連携リスクマネジメント対応部署について、三重大学モデルでは「専門部署を置く」としていたが、リスクマネジメントに割けるリソースは大学によって異なるので、「研究推進、リスクマネジメント、産学連携のいずれかの部署が中心となる」ということを基本モジュールとし、①専門部署を置く、②バーチャルな組織とする、③既存の組織の有機的な連携とする、のいずれかを選択できることとした。
- 秘密情報管理のルール化について、三重大学モデルでは「ポリシー及び規程を策定・制定する」としていたが、必ずしもすべての大学においてこの構成が最適とは限らなかったため、「何らかのルールを策定する」ということを基本モジュールとし、①規程のみを定める、②規程の一部を抜き出してポリシーとする、③細かいことは規程に定めずガイドラインの形で別途くりだして柔軟に対応する、④ガイドラインのみを定める、のいずれかを選択できることとした。
- 秘密情報管理に係る委員会の設置について、三重大学モデルでは「秘密情報管理を専門とする委員会を設置する」としていたが、大学によっては委員会の数を増やさないようという方針があるため、「秘密情報管理について審議する委員会を設置する」ということを基本モジュールとし、①専門委員会を設置する、②専門委員会は設置しないが他の委員会が所掌する、のいずれかを選択できることとした。
- 秘密情報管理に係る原簿管理について、三重大学モデルでは「大学が原簿のひな形を準備する」としていたが、必ずしもすべての大学においてこの方法が最適とは限らなかったため、「何らかの形で情報を残す」ということを基本モジュールとし、①原簿のひな形を準備する、②原簿管理の方法をガイドラインで示す、③原簿にこだわらず議事録・ラボノートで情報を残す、④形式にこだわらず何らかの形で情報を残す、のいずれかを選択できることとした。

次頁より、上記の検討を踏まえて実際に各協力機関において実施された取組みを記載する。

岩手大学

本事業で、三重大学モデルをベースに各協力機関大学の取組状況を参考にしつつ、本学の現状にマッチする体制整備について検討した。なお、本学の場合、利益相反マネジメントは総務部職員支援課が主管となり利益相反管理専門委員会でマネジメントしており、個人情報扱うことから、本リスクマネジメント体制と切り離して管理する方針である。

[体制]

本学には「コンプライアンス室」(平成21年4月設置)があるが、研究費等の不正使用防止に特化した組織であり、産学官連携や留学生受入対応等をカバーできない状況にあることから、新たに「リスクマネジメント室」を設置し、秘密情報管理、安全保障貿易管理、生物多様性条約名古屋議定書対応を担当する体制とすることを検討した。なお、本学の場合、専任人材の配置が困難であることから、組織としてはバーチャル体制とし、平成30年度上期中に設置予定である。

学長を最高責任者とし、管理統括責任者の室長には研究担当副学長兼研究推進機構長、管理責任者としての副室長には学術研究推進部長とし、室員は、研究推進機構の知的財産担当、研究推進課、国際課、各学部留学生担当、学務企画課とする案とした。

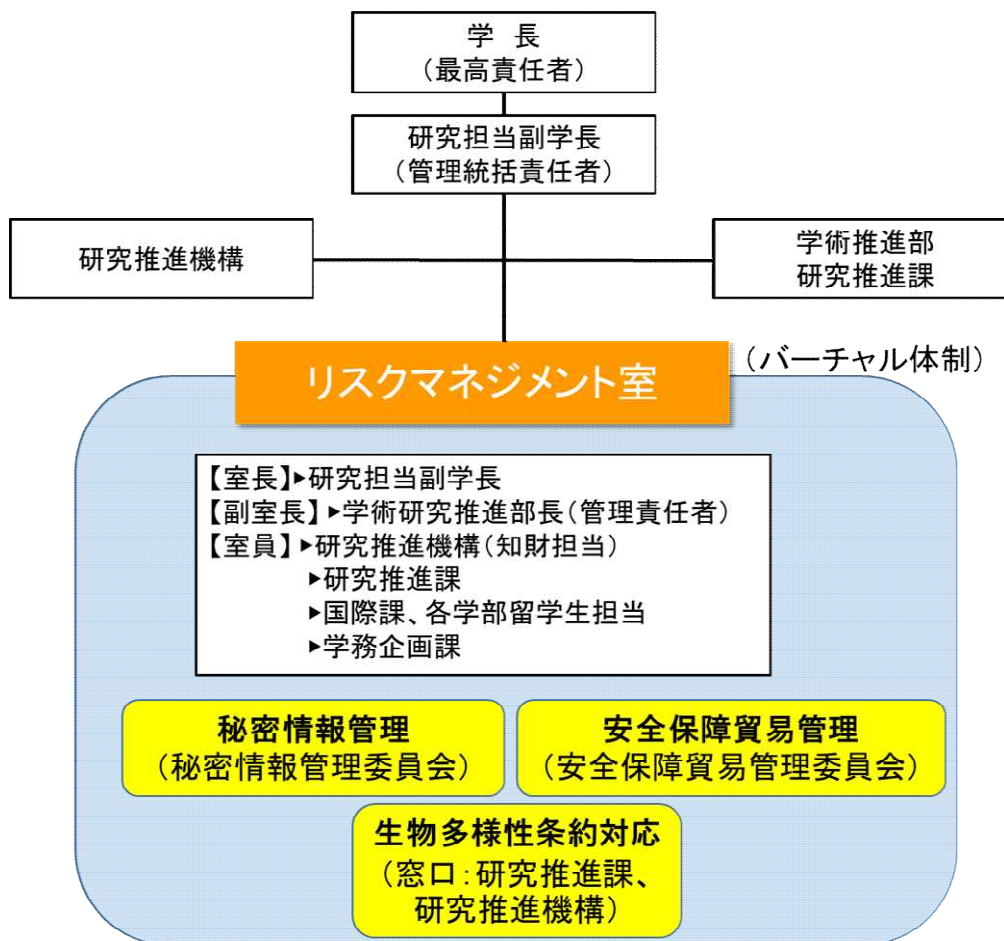


図 2 岩手大学のリスクマネジメント体制案

[秘密情報管理体制]

共同研究等の大型化・本格化にともない、持ち込まれる情報量が増大し、企業等の経営戦略上重要な情報、コア技術やノウハウ等の秘匿性高い情報を扱う機会が増えている。これらの秘密情報の漏洩により大学や企業等に致命的な悪影響を及ぼす恐れがあることから、三重大学モデル等を参考にしながら、「産学連携における秘密情報管理ポリシー」、「産学連携

における秘密情報管理規則」、「産学連携における秘密情報管理ガイドライン」を策定し、各種契約担当者のみならず、秘密情報に触れる研究者、学生等への周知徹底を図るため、平成 30 年度上期中に次の実施を行う。①共同研究・各種契約締結時や研究終了時の秘密情報管理のためのチェックシートによる漏れのない管理を行う、②研究室所属の学生・院生に対する産学連携に関する注意事項の説明を行うための「インフォームド・コンセントの手引き書」を制作し活用する、③学内の秘密情報管理の啓発に関する HP 等の充実を図る。

[安全保障貿易管理]

本学では「岩手大学安全保障輸出管理規則」（平成 24 年 3 月 15 日制定）に基づき、研究推進課が担当箇所としてマネジメントを実施している。実務面では、貨物の輸出、海外との共同研究締結や技術移転契約時にはチェックしているが、研究者の海外渡航や留学生受入時の提供技術のチェックや修了後の出国時のチェックがおろそかになっており、管理対象の漏れが懸念される現状にある。そこで、組織横断的な「リスクマネジメント室」の設置により法令違反を予防する体制とする。なお、研究者の海外渡航管理については各部局、留学生・海外研究生受入・出国管理については国際課と各部局、共同研究・技術提供管理については研究推進課と研究推進機構（知的財産担当）が主に担当する体制とし、平成 30 年上期中に実施する。

[生物多様性条約名古屋議定書対応]

「岩手大学における『生物多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利益から生じる利益の公正かつ衡平な配分』に関する取扱規則」を平成 30 年度上期中に作成、制定する。本学が MTA のマネジメントに活用している九州大学有体物管理センター（MMC）の管理システムの手続きフローは既に ABS 対応となっており、漏れのないマネジメントを行う。平成 29 年度に研究推進課が学内研究者を対象に行った ABS 対応に関連する研究者実態把握調査結果を踏まえ、個別に PIC/MAT 取得等の支援を行う。また、学内での ABS 対応関係のセミナー開催、MTA/ABS 対応等に関する HP の充実を図る。

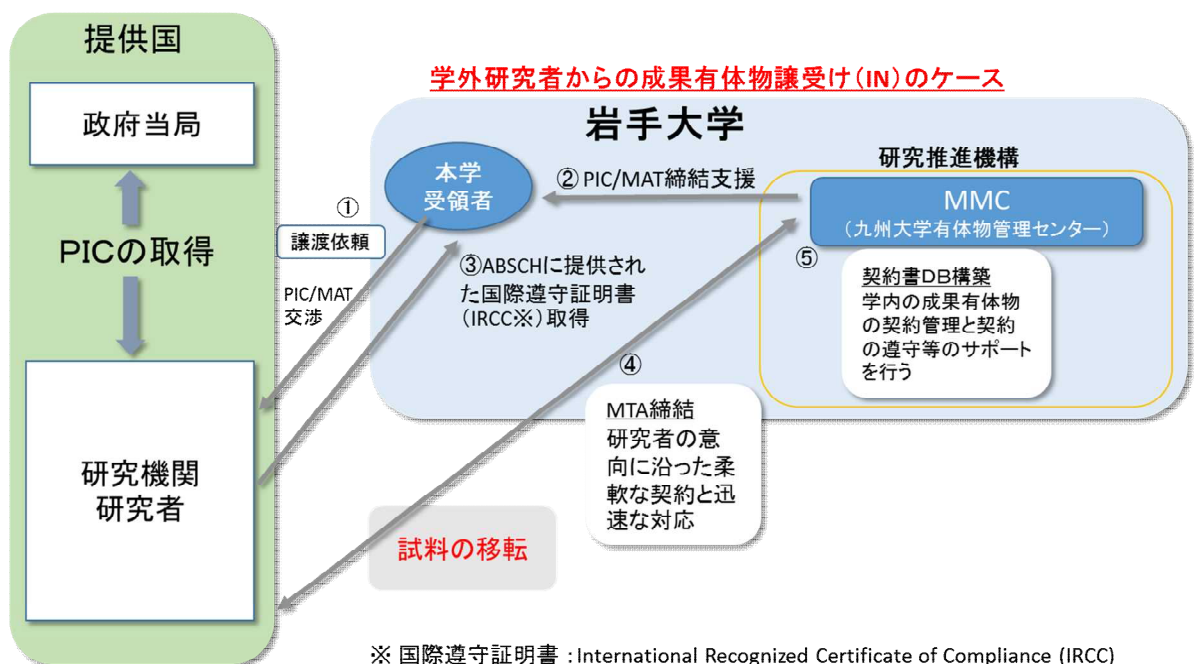


図 3 岩手大学の ABS 対応の体制

群馬大学

- ・群馬大学では、平成 27 年の「不正競争防止法改正」、その後、経産省の大学に対して出されたガイドラインをもとに、平成 28 年に「研究・産学連携活動に伴う秘密情報の管理に関する規則」を制定したが、具体的な手続きを定めた規定ではなく、理念と注意喚起を促したものであったので、早急に具体手続きを定める必要性があった。
- ・三重大学モデルが具体的な管理や手続きを定めていることに着目し、これを参考にして、群馬大学の規則改正に着手して、原案を完成させた。
- ・三重大学の様式等が整備中なので、その整備状況を踏まえて、本学の規則に反映させる。改正後、教職員への手続き等の周知を行ったうえで、平成 30 年度中に施行する。
- ・本学、研究・産学連携推進機構の産学連携・知的財産部門にあるリスクマネジメント室を産学連携リスクマネジメント部門として独立させ、事業推進部門から切り離して牽制機能をもたせた体制に変更予定。(図 4)
- ・本学の安全保障貿易管理体制は、法令遵守の観点から、総務担当理事を統括責任者とする体制(結果として、平成 18 年の経産省通達にある事業部門に対する牽制機能を重視することとなっている)を構築している。(図 5)

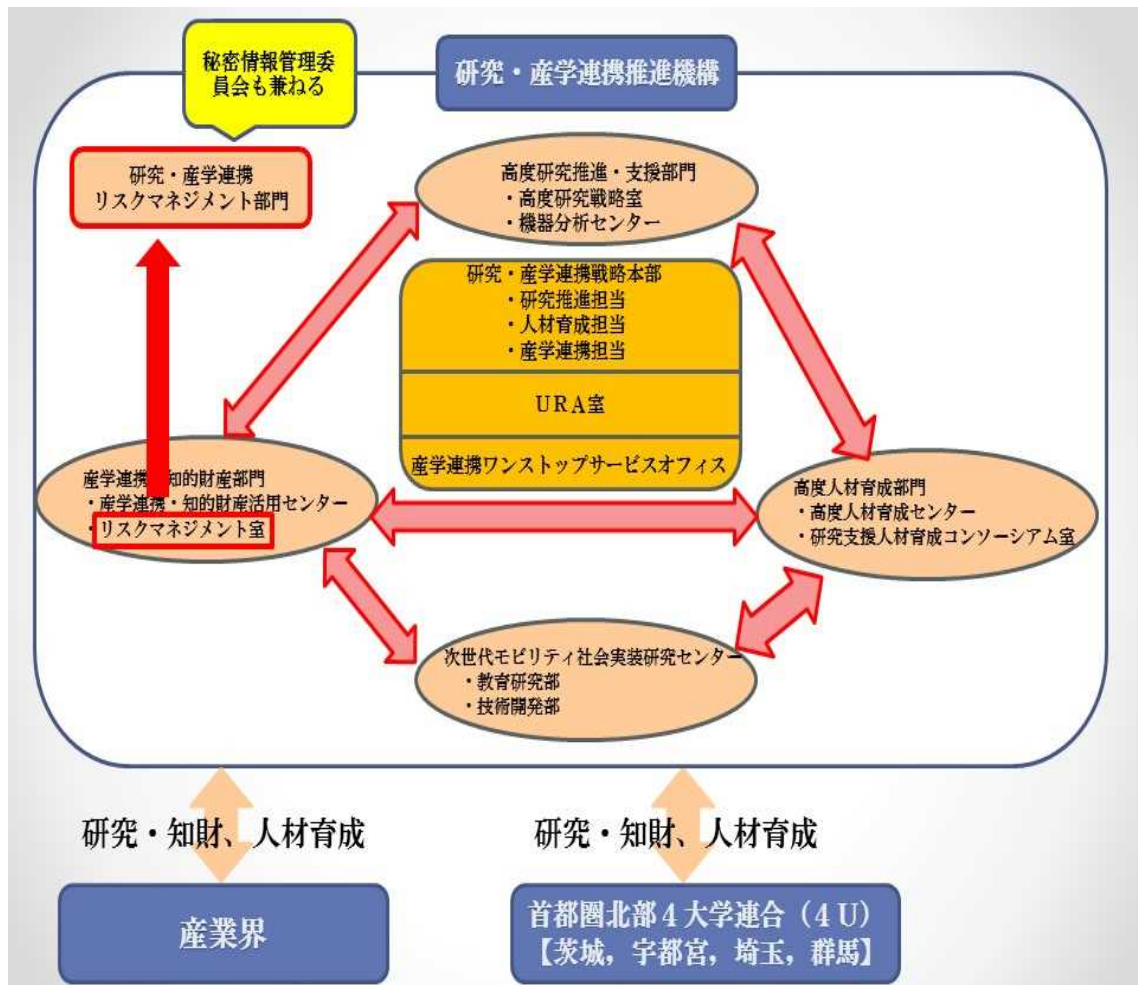


図 4 リスクマネジメント体制図

群馬大学の安全保障貿易にかかる輸出管理体制

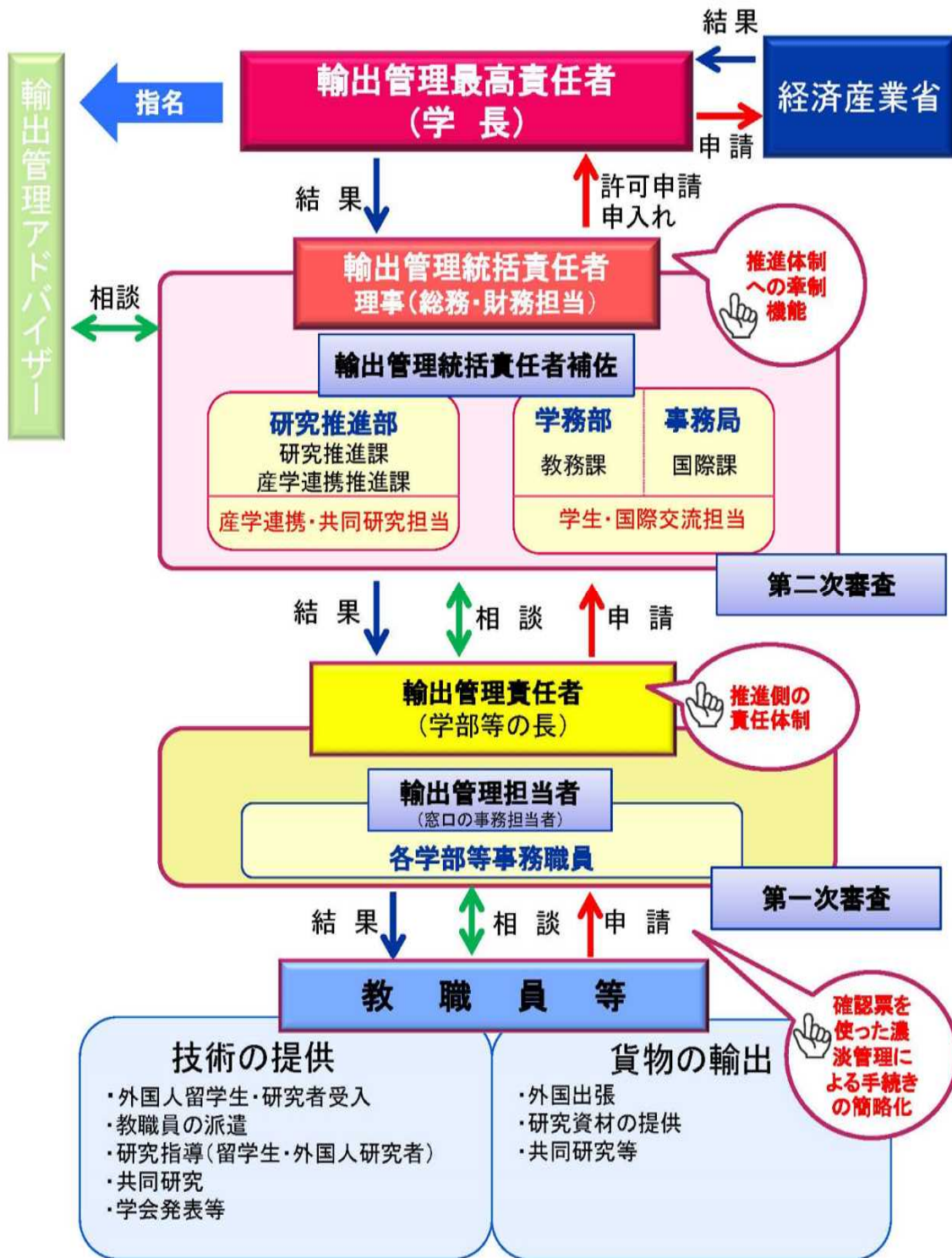


図 5 群馬大学の安全保障貿易にかかる輸出管理体制

新潟大学

秘密情報管理及び技術輸出管理における技術流出防止に関するリスクマネジメント体制整備状況の確認を行った。

技術輸出管理については、幹事機関及び本ネットワークでの運用状況の情報交換を行い、本学においても適切な体制整備が構築されていることを確認した。

秘密情報管理については、本学では、従来から「研究室における秘密情報の管理に関する規程」の学内ルールを制定し、運用を行っている。

しかしながら、従来の学内ルールでは、研究室で創出又は外部から持ち込まれる秘密情報を対象としており、産学連携に重点を置いた秘密情報の管理方法とはなっていなかった。

そこで、幹事機関及び本ネットワークで導入検討されている産学連携における秘密情報の濃淡管理を参考とし、新たに設けるガイドラインにて厳秘・秘密の区分を用いて管理するよう検討している。基準としては、対象の秘密情報が、高度な秘密管理が必要かどうか、とする予定である。従来の学内規程についても、平成30年度中に見直すとともに、産学連携に関わる秘密情報の管理方法の検討を開始した。

以下の図に示すとおり、企業等からの秘密情報については、「研究室における秘密情報の管理に関する規程」とは別に「産学官連携における秘密情報管理ガイドライン」の新設を検討している。

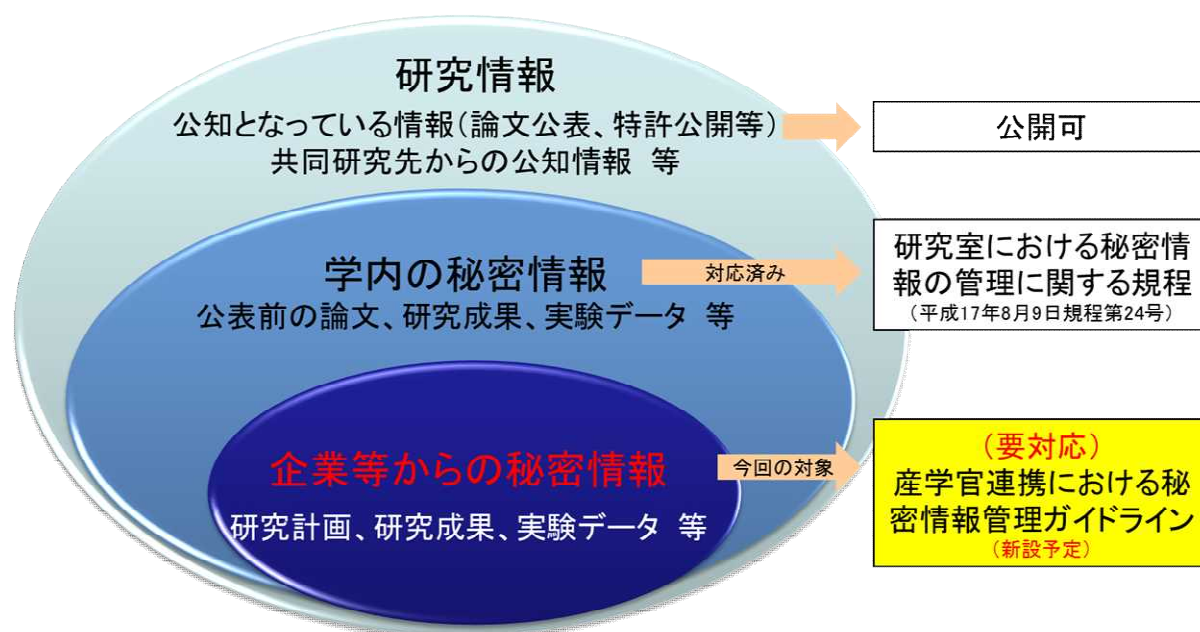


図 6 産学官連携における秘密情報管理

以下の表には、現行の「研究室における秘密情報の管理に関する規程」の概要と「産学官連携における秘密情報管理ガイドライン」新設後の秘密情報の管理制度の概要を示す。

表 1 「研究室における秘密情報の管理に関する規程」の概要

研究室における秘密情報の管理に関する規程(抜粋) (平成17年8月9日規程第24号)

対 象	内 容
秘密情報	<ul style="list-style-type: none"> 研究室における研究により創出されたイ) 秘密管理性、ロ) 有用性、ハ) 非公知性を有する情報。
部局長	<ul style="list-style-type: none"> 秘密情報の管理に関する事務を総括する。
研究室責任者 (研究室において、秘密情報の管理責任を担う職員)	<ul style="list-style-type: none"> 保有する秘密情報を特定し、その管理方法を定め、研究室員に周知する。 秘密情報の権利、義務、保有者及び取扱方法等を明確にする。 秘密情報にアクセス等することができる者を定め、それ以外の者にアクセス等させない。 秘密情報にアクセス等することができる者を定めたときは、その者から誓約書を提出させる。
研究室員 (研究室において研究に携わる本学の職員、大学院学生、学部学生、研究生及びその他研究室責任者が受け入れを許可した者)	<ul style="list-style-type: none"> 秘密情報へのアクセスを制限された者に対して、秘密情報を開示等しない。 ただし、研究室責任者の承認を得た場合は、その情報を開示することができる。

表 2 今後の秘密情報の管理制度の概要

企業等からの秘密情報についての取扱いを規定

学内ルール	内 容
研究室における秘密情報の管理に関する規程(現行) (平成17年8月9日規程第24号)	<ul style="list-style-type: none"> 研究室における研究により創出された秘密情報を管理の対象とする。
産学官連携における秘密情報管理ガイドライン (新規)	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究・受託研究により企業等から開示及び企業等と共同で創出する秘密情報を管理の対象とする。 企業等が開示し、高度な秘密管理(アクセス者の具体的限定、配布先記録義務)を要求される秘密情報は、「厳秘」とし、その他の秘密情報は「秘密」として管理する。 「厳秘」、「秘密」の管理方法は、別表に定める。 企業等と秘密保持契約(NDA)を締結する場合には、別表の確認事項により確認する(成果有体物移転契約(MTA)は実施済み)。
ガイドラインに付随する様式 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究契約等の締結前に学生に対して、参画の意思確認を行う。(様式1) 共同研究契約等の締結時には、書面にて研究室責任者に秘密情報の取扱いの注意喚起を行う。(様式2)

山梨大学

[概要]

平成 29 年 9 月より、リスクマネジメント室の検討にあたり、全体(体制)WG、秘密情報管理WG、安全保障・輸出管理WG、ABSWG の 4 つのサブWG を立ち上げ検討を開始した。

体制としては、現在の安全保障・輸出管理センターをリスクマネジメントセンターに取り込み、その中に秘密情報管理室、安全保障・輸出管理室、ABS 相談室を置くこととし、整備した規程等を平成 30 年度にガイドラインとして一部の学域のみに限定した試行運用を行い本学にあったシステム整備の構築を行う。

平成 29 年度は、一部研究者へのヒアリングを行い、秘密情報の区分や取扱いフローの妥当性、学生の取り扱い状況、輸出管理申告状況など認識の把握のための調査を行った。また、現在の本学規程である安全保障・輸出管理を含め、秘密情報管理と ABS に関する規程等(ガイドライン)を整備し、平成 30 年度試行運用を行う。

ABS に関してはアンケート調査の実施及び関連する可能性のある研究者を抽出し、国立遺伝学研の講師による学内説明会を実施した。

平成 30 年 1 月中旬に規程案等を作成し、それをベースに 2 月に一部教員を対象にヒアリングを行い、最終的な各種規程等(ガイドラインを含む)を平成 29 年度に策定した。平成 30 年度試行運用を行い、整備を行った規程等と運用フローを照合し、改善点を整理・整備し、効率的な実施体制の構築を目指す。

平成 30 年度「三重大モデル」導入に当たり、秘密情報管理において、濃淡管理区分、学生の取扱いについて、試行運用を行いリスクマネジメント体制を整備する。

また、安全保障・輸出管理においては、郵便・メール時の処理等に研究者の負荷が増えるという課題が指摘されており、負荷が過大にならないような効率的運用を整備する。

[規程等の整備]

平成 30 年 1 月中旬に、以下の規程等を整備した。幹事機関である三重大学のリスクマネジメントシステムをベースに、本学として効率的なシステム整備に向け検討し整備を行った。平成 30 年度試行運用を行い、整備した規程等と運用フローの整備を行い、効率的な体制の構築を図る。

- ・ 国立大学法人山梨大学安全保障輸出管理規程（一部改正案）
- ・ 国立大学法人山梨大学安全保障輸出管理取扱要項（一部改正案）
- ・ 国立大学法人山梨大学安全保障輸出管理取扱要項（様式）
- ・ 国立大学法人山梨大学安全保障輸出管理室要項（一部改正案）
- ・ 国立大学法人山梨大学安全保障輸出管理室運営委員会要領（一部改正案）
- ・ 国立大学法人山梨大学秘密情報管理規程（案）
- ・ 国立大学法人山梨大学秘密情報管理室要項（案）
- ・ 国立大学法人山梨大学秘密情報管理室運営委員会要領（案）
- ・ 国立大学法人山梨大学 ABS 相談室要項（案）
- ・ 国立大学法人山梨大学 ABS 相談室運営委員会要領（案）
- ・ 国立大学法人山梨大学産学官連携ポリシー（一部改正案）
- ・ 国立大学法人山梨大学産学連携に関する秘密情報管理ポリシー（案）

[現状把握]

平成 29 年度は、一部の研究者のヒアリングを行った。平成 30 年 4 月から 6 月に向けさらに多くの研究者及び学生等のヒアリングを行い、リスクマネジメントに対する認識のレベルを確認し、効率的に機能する体制整備に取り組む。

また、平成 30 年 2 月に教員等を対象としたアンケートを作成し、リスクマネジメントに対

する認識のレベル等に活用しようとしたが、WGで再度検討した結果、記述式であるため教員側から回答しづらいのではとの意見もあり、チェック式のアンケートを3月末に作成した。作成したアンケートについては、平成30年度の4月から6月に向け、ヒアリングと共に回答してもらうこととし、平成30年度の試行的運用に取り入れ整備することとした。

[体制]

本学の体制については、産学官連携に関するリスクを管理・調整するマネジメント体制が不明確であるため、三重大が整備している「産学官連携リスクマネジメント室」の仕組みをワーキンググループで検討した。

平成30年度は、現在の体制を活かし、産学官連携・内部統制理事を筆頭に、社会連携・地財管理センター、URAセンター、研究推進部、国際企画課の職員が併任し対応するバーチャルな組織で試行的に運用し、問題点等を整理し効率的な体制整備を図ることとした。

研究者の窓口は、社会連携・知財管理センター及び研究推進部の職員が対応し、留学生の窓口は、国際企画課の職員が対応することとし、問題点を整理し体制整備を図ることとした。

[秘密情報管理]

秘密情報管理については、平成29年度に学内説明会等を開催し周知してきたが、教員等がどの程度把握しているか実態の把握ができなかった。また、各教員の見識に任せていたため、全学的な管理・運用基準や規程等は整備していなかった。

三重大のマネジメントシステムを参考に、本学に合ったマネジメント体制を構築し、平成30年度試行的運用を行い、機能性のある体制の構築を目指す。具体的には、平成30年10月頃を目途に学生へのインフォームド・コンセント等の周知に取り組む予定である。

マニュアル及び手引書等は、対象者が学生または教員であるかによっても違うため、現在作成したものを改修し、平成30年度中に実用的で利用しやすいものにする。

[安全保障貿易管理]

安全保障貿易管理については、規程、委員会等は整備しており、既存の規程や委員会等を生かし効率的なマネジメント体制を構築するため、平成30年度試行運用を行い改善していくこととした。

平成29年度において、一部の研究者のヒアリングの結果から、留学生の受入時、教員の海外出張時に本学運用フローが徹底されていないものも見受けられたため、本学の運用フローをさらに周知徹底する必要がある。平成30年度中に改善を図るため、各学域への説明会だけでなく周知徹底に向けた取り組みをWG等でさらに検討する。

[利益相反マネジメント]

利益相反マネジメントについては、学内説明会にて周知している。

規程等は整備されているが、平成30年度中に教員マニュアルの整備等、様々な利益相反に対する周知徹底を図る。また、効率的な運用を行うため、引き続き、ワーキンググループで検討していく。

[生物多様性条約対応等の新たなリスク]

生物多様性条約対応等の新たなリスクについては、平成29年12月に国立遺伝学研の講師による学内説明会を実施した。

協力機関とも情報交換を行ったが、先進的に取り組んでいる大学は無かったため、社会情勢を勘案しながら取り組んでいくこととした。

福井大学

幹事大学の三重大学が構築した「技術流出防止マネジメントモデル」を参考にし、営業秘密管理及び安全保障輸出管理について、本学の現行体制を見直し、本学に適したリスクマネジメント体制の検討を行った。

<安全保障輸出管理>

本学の安全保障輸出管理については、右図のとおり、学長を輸出管理最高責任者とし、産学官連携本部長を輸出管理責任者とする体制のもと、主として貨物関係を産学官連携本部が管理し、役務関係を国際センターが管理している。この他、学内各部署の教職員を輸出管理担当に任命し、産学官連携本部を中心とした全学的マネジメント体制を既に構築している。

体制、規程等とともに、三重大学の本部集約型マネジメントモデルと内容が大きく変わらないため、現行体制を維持することとした。

福井大学安全保障輸出管理体制

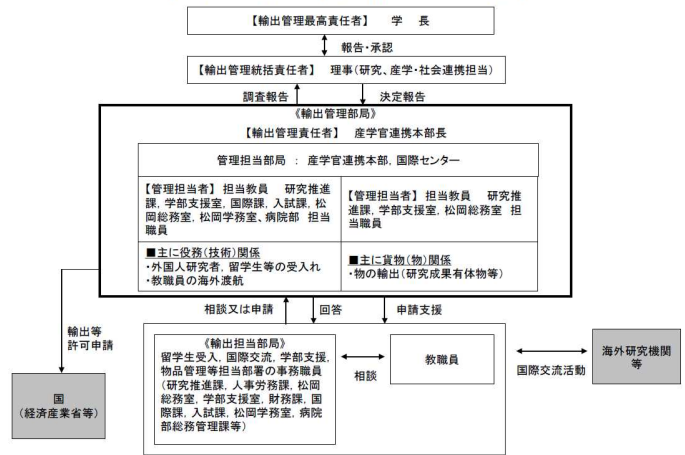


図 7 福井大学安全保障輸出管理体制

<営業秘密管理>

営業秘密管理に関しては、旧規程「共同研究契約等に係る秘密保持規程」に則り、学長を責任者とし、産学官連携本部を管理部局として、共同研究時に契約に則り企業から開示若しくは提供される秘密情報の保護を図ってきた。しかし、旧規程は「契約に則り企業から開示若しくは提供される秘密情報」に限定されており、本学と企業が共同で成した研究成果に係る秘密情報等は対象とならず、問題となっていた。

そこで旧規程を見直し、三重大学モデルを参考にし、新規規程「福井大学の研究に関する秘密情報管理規程」を平成 29 年 12 月 1 日付で施行した。新規規程作成上、課題となったのは、

秘密情報の範囲（産学連携に限定するか）及び産学官連携本部主導による管理範囲（どこまで管理できるか）であった。結果的に、新規規程においては、産学連携に限定せず研究全般に関する秘密情報を対象とすることとし、秘密情報の指定・具体的な管理方法については、産学官連携本部が別途作成したガイドラ

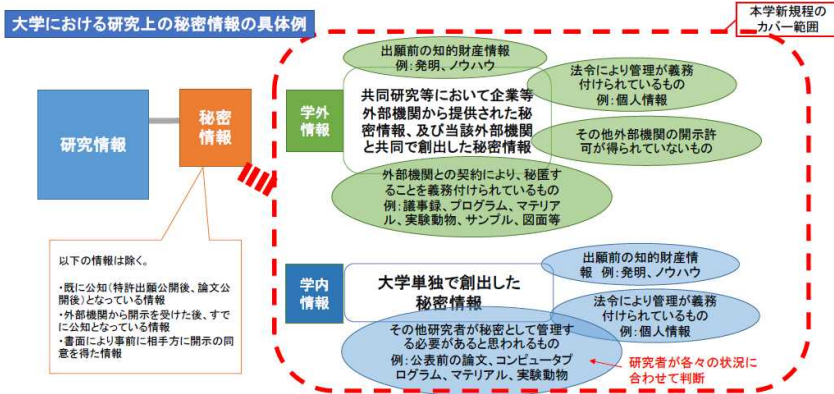


図 8 大学における研究上の秘密情報の具体例

インにおいて指針を示し、その指針に則り各研究者が各々の状況に沿った管理を実行できるようにした。また、監査・教育体制を整え、実効的なマネジメント体制を作った。

なお、教育については、各学部の教授会で、規程の説明とあわせて営業秘密管理の研修を実施した。また、規程に関する Web 研修プログラムを作成し、広く学内 FD 活動を展開した。

<生物多様性条約>

「生物多様性条約（名古屋議定書）」については、評議会及び専門委員会での説明を行った後、平成 29 年 6 月に学内全研究者に対しアンケート調査を実施した。アンケート調査の結果、生物資料（遺伝資源）を利用して研究、開発を行っている（行っていた）11 名から回答があり、回答結果の一部を以下に示す。

本学においては、開発途上国からの生物試料の入手は少なく、喫緊の体制整備は必要ないと考えられるが、他大学の状況も見ながら対策を検討していく。

また、今後もセミナーの開催等、学内啓発活動を続ける予定である。

あなたの取得した遺伝資源の種類を教えてください。

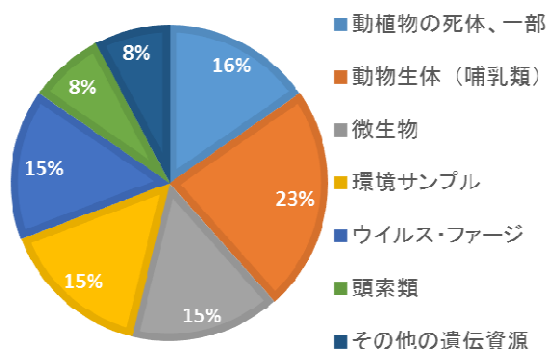


図 9 アンケート調査結果 1

取得した国(入手国)を教えてください。

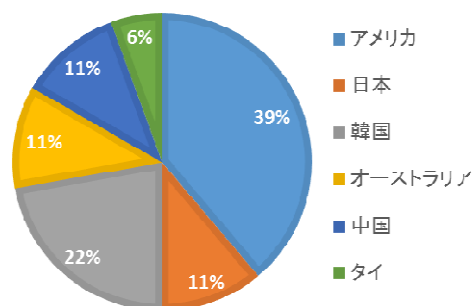


図 10 アンケート調査結果 2

あなたが、遺伝資源を入手した先を以下の中から選んでください。

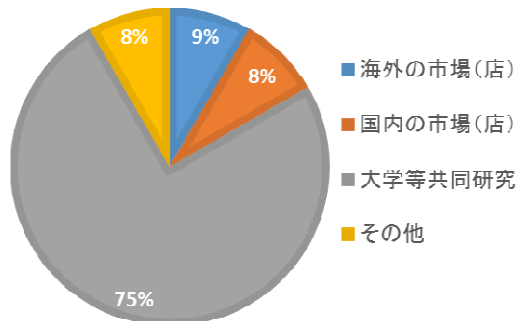


図 11 アンケート調査結果 3

<その他>

本事業活動を通じた OJT により、自主財源で雇用した URA や研究支援事務職員に関するリスクマネジメント能力の育成・向上を図った。

豊橋技術科学大学

「三重大学モデル」を基本形態として、本学の実態を踏まえて導入に向けた体制・規程等の整備について検討した。

1) 体制整備

- ・技術流出防止マネジメントとして「安全保障輸出管理」「産学官連携に関する秘密情報管理」の現状体制・規程運用状況について調査・整理した。三重大学モデルと比較検討した結果、組織的な体制が十分とは言えない点があったため、新たに技術流出防止マネジメントを行う「産学官連携リスクマネジメント室」を、平成30年4月1日付けで設置することとした。
- ・導入初期段階ではURA・コーディネータの支援が不可欠であることから、「産学官連携リスクマネジメント室」はURA・コーディネータが所属する研究推進アドミニストレーションセンターの下部組織として位置づけた（図12参照）。また、同室は、専任教職員を配置せず、研究推進アドミニストレーションセンター長及び関係部門のURAが併任で所属することとした。
- ・「産学官連携リスクマネジメント室」には、「利益相反審査会」「輸出管理審査会」「産学官連携秘密情報管理審査会」を設置した。

産学官連携リスクマネジメントの体制

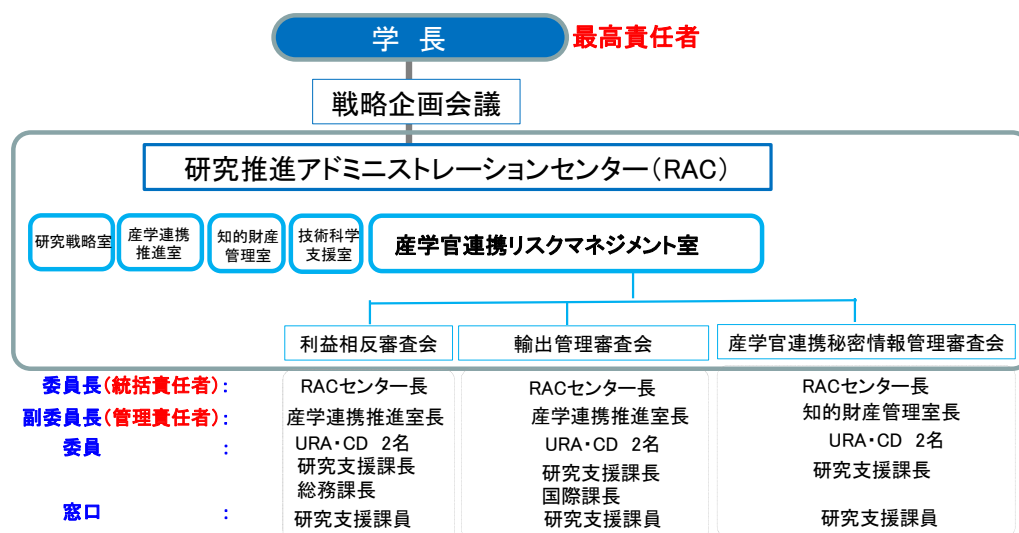


図 12 産学官連携リスクマネジメントの体制

2) 産学官連携リスクマネジメントの管理・運用について

産学官連携リスクマネジメント対象の内、産学官連携に関する秘密情報管理は、取扱いの概要を記述したガイドラインはあるものの、教員の自主管理に依存している現状を踏まえ、重点的に整備することとした。

① 「産学官連携秘密情報管理」の運用方法

- ・研究活動に対応した本学独自の管理方法を立案するために、企業との共同研究での秘密情報の取扱いについて、産学連携に積極的な複数の教員にヒアリング・意見交換を行った。
- ・「本学独自に取得した秘密情報」及び「企業等の外部機関から提供されたまたは共同で創出した秘密情報」、それぞれに濃淡管理を行う方針を決定した。多くの教員が複数社の企業との共同研究を推進しており、当該教員は、企業から提供される秘密情報を研究室ごとに独自の考えで保管している。そこで、現状を踏まえた管理フローチャートを設定した（図13）。共同研究の実施に伴って企業から開示される秘密情報の数量は、三重大学の想定に比べ、多いことが考えられることから、教員の新たな負担が少なく、確実に実施できるような管理フ

ローとした。

共有秘密情報管理フローチャート

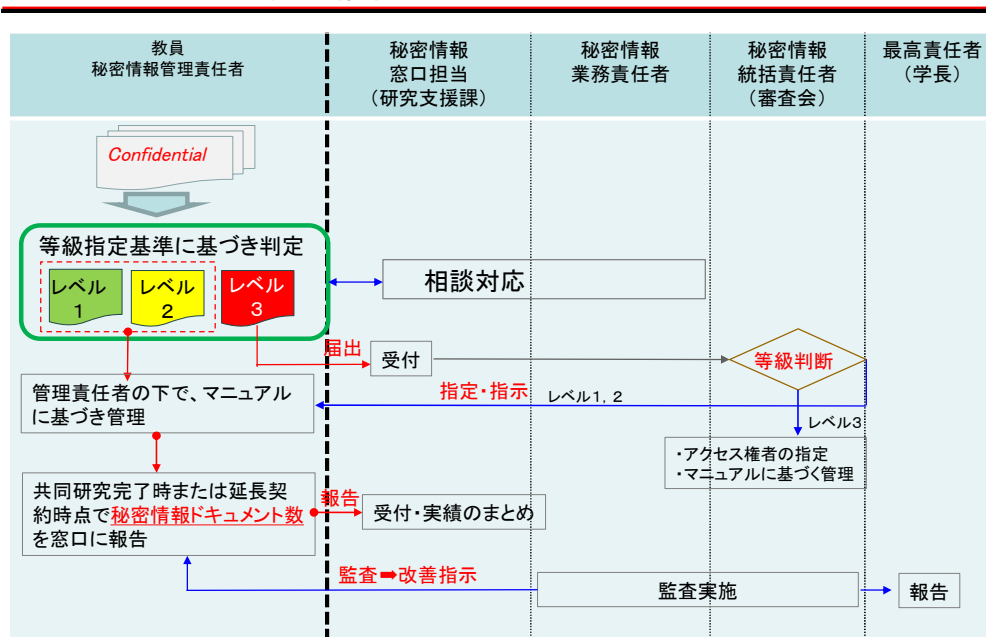


図 13 共有秘密情報管理フローチャート

・共同研究着手段階で、企業や教員から提出させる確認書等の様式については、「三重大学モデル」の様式を参考に本学の実情に合わせて必要最小限度でシンプルな様式とした。

② 学生へのインフォームド・コンセント、確認書の提出

・本学は開学より社会実装に力を入れており、共同研究が活発で何らかの形で学生の参画も不可欠な状況にあることを前提に三重大学モデルのインフォームド・コンセント、確認書の様式を本学の実情を反映し、手直した。

③ 「利益相反マネジメント」「安全保障輸出管理」の運用

・「利益相反マネジメント」については、既に規定や審査会が整備され、運用されているため、継続的で、他のリスクとの関連チェックができるような運用を進めることとした。

・「安全保障輸出管理」についても、既に規定や審査会が整備され、運用されているため、「産学官連携リスクマネジメント室」の下で継続運用することとした。

④ 生物多様性条約対応の新たなリスクへの対応

本学では、生物多様性条約対応の新たなリスクへの対応は現時点では事例がほとんどないため、当面、必要に応じて個別対応することとした。

3) 普及・啓発

・東海地区国立大学では JST／知的財産マネジメント推進部も参加する「東海地区知財実務者情報交換会」を年 2 回開催し、知的財産・技術移転に関する実務者間の連携を深めている。この会議体において、産学官連携リスクマネジメントに関するネットワーク形成の検討を開始した。

・中部経済産業局の呼掛けに応じ、東海地区大学輸出管理担当者ネットワークの設立に参画することとした。

・学内の教員への普及・啓発は、平成 30 年度 4 月以降早い段階で各系の教員が出席する会議体を活用して推進する予定で計画中である。

山口大学

1. 現状のリスクマネジメント体制の確認

本事業での意見交換結果等を参考に、山口大学リスクマネジメント体制の現状について確認を行った。「利益相反マネジメント」「安全保障輸出管理」「遺伝子組換え実験安全管理」については既に規程類などが整備されており、実務も長年にわたり安定して運用されていることを確認した。

ただし、利益相反マネジメントの場合、クロスアポイントメントによる雇用から発生しうる利益相反、職員が弁理士登録をする際に自宅を事務所として代表者の立場で特許事務所を運営する形式と兼業規則との取り合わせ等の新たな対応を考える必要があること。職員新規採用前に利益相反マネジメントや兼業審査を行う体制の整備の必要性。さらに、コンテンツ創作等を目的とする外部資金を利用する際の著作権処理（これは当事者間での調整と外部の著作物の権利処理という異なる観点からのリスク対応である）について、外部資金の適切な運用の観点から異なる性格のリスクを内包している可能性がある。さらに、留学生が関係するソフトウェアの違法使用につながる案件などでは、ダブルディグリーで在学生の身分を持つ場合とそれ以外の場合に分けて対処する必要があり、近年はこのような事例が増加している。ここについても、大学—留学生—プログラム製造販売企業間で、訴訟対応も想定しつつバランスを取った対応が求められている。

このような新たな状況に対するリスクマネジメントを平成 30 年度中に検討する必要があることを確認した。

2. 「営業秘密管理体制」の確認

システムとして機能する効率的な運用について、体制の強化が望ましいと考えている。営業秘密管理体制は、山口大学では必ずしも組織のシステムとして立ち上がっていない部分であり、三重大学モデルとして開発された本事業の成果導入も含めた検討を平成 30 年度中に行う必要がある。

3. 知財を軸とするリスク対応相談窓口の運用

http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page_id=2209

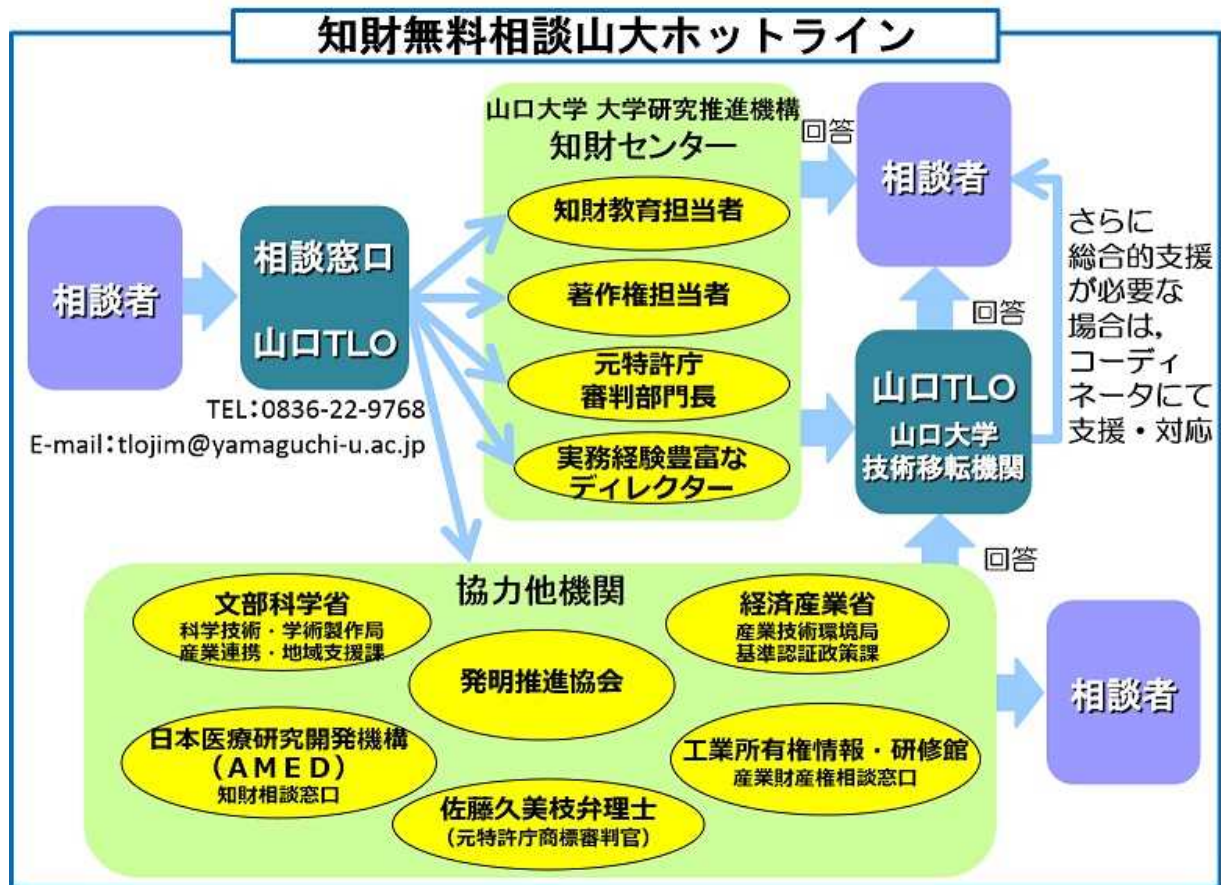


図 14 知財無料相談山大ホットライン

上記の既存窓口を使って、全国をエリアとして知財を軸とするリスク相談対応を行った。

大分大学

1. 現在のリスクマネジメント体制の確認

1) 利益相反マネジメント

利益相反マネジメントに関して、図 15 に示す体制を構築して運用している。毎年 1 回、全職員、全教職員が自己申告書を提出しており、平成 29 年度は提出率 99%以上であった。

その一方で、医学部附属病院などでは職員の異動が多いために在籍者を把握するのに時間がかかり、調査に多大な時間がかかることを問題として把握した。

今後は、Web で自己申告書を提出することを可能にするなど、調査の省力化について検討をすすめ、効率的な利益相反マネジメント体制を構築する。

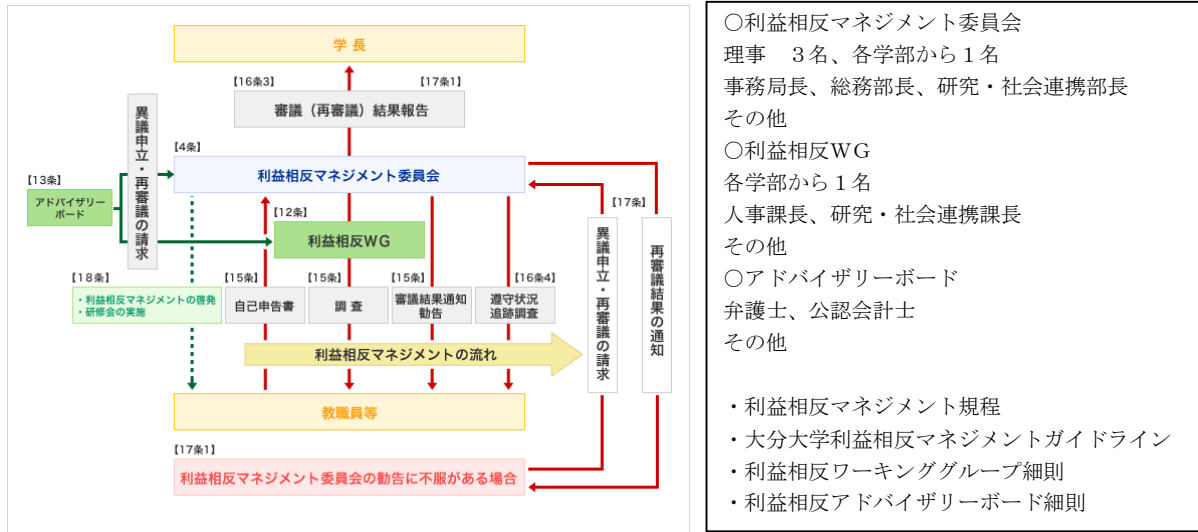


図 15 利益相反マネジメント体制

2) 安全保障輸出管理

安全保障輸出管理に関して、図 16 に示す体制を構築して運用している。

海外出張時のチェックシート提出についてはかなり浸透しており、旅費精算システム中にも注意事項として明記されている。

情報のやりとりについては把握が困難であり、メール等での技術情報提供については学内での周知ができていないことを問題点として把握した。

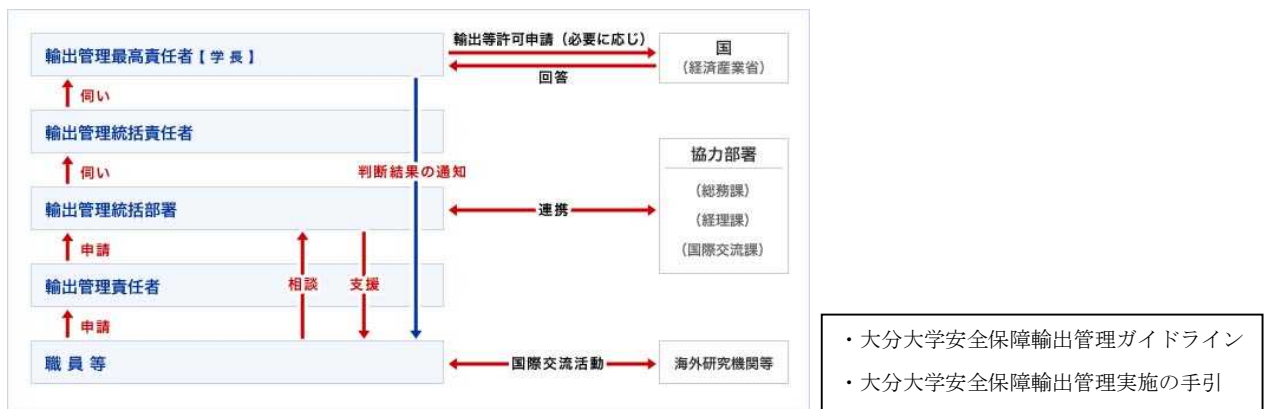


図 16 安全保障輸出管理体制

大学の規模（人員）を考えると、大規模大学で導入されているようなシステムについては現時点では不要と考えられ、当面は書類の提出による管理を継続する。

3) 営業秘密管理

現在は、契約における秘密保持条項に関して、研究代表者に注意喚起を行なう程度の対応しかできていないことを確認した。まず、秘密保持契約、受託研究契約、共同研究契約など秘密保持条項のある契約に関与する研究代表者を対象としたガイドラインを作ることを決定した。

秘密管理レベルについては、①一般的な情報であって善管注意義務にとどまるもの、②秘密保持条項に従って秘密であることを明示して提供を受けた情報の二段階とし、それぞれ具体的な情報管理方法を例示することとした。

学生が共同研究等に参加する場合、現在は指導教官との連名で誓約書を学長宛に提出することになっているが、その意味について十分に説明できていないおそれがある。契約上、研究に参加する学生にも秘密保持義務を負わせることになるが、就職活動や研究発表とのバランスもあり、指導教官と学生だけでなく、コーディネータなどの第三者が関わる状況での説明をする場を設けることとし、また、説明用の資料を作成することを決定した。

4) ABS（名古屋議定書）対応

学内で関与する可能性のある研究者は、現時点では数名程度であることを把握した。まずは該当する教員に対して、個別に説明をするとともに注意喚起することとした。

その上で、現在関係のない研究者に対しても何らかの研修を行なう必要もあることから、今後の検討課題とした。

2. 研修体制の構築

従来、研究費申請の説明会などとあわせて不定期に研修会を開催していたが、参加者が少なく定期的な研修ができていない状況を把握した。

集合研修形式では参加者の増加は望めないことから、e-ラーニングなど受講者が空き時間に受講できるコンテンツを準備し、確認テストを行なうなどして周知する方法を次年度の検討課題とした。

具体的には、安全保障輸出管理については CISTEC が無料のコンテンツを公開しており、他のテーマについては本事業に参加している大学と情報交換を行い、有用なコンテンツを利用できるようにする方策を平成 31 年度に決定することとした。

3. 地域連携

現時点で、県内及び九州地域での連携はできていない。県内では、地域連携コンソーシアム大分の枠組みを利用し、リスクマネジメントに関する研修会や体制構築に関する助言を行なっていく。

また、九州・山口地域大学の知財・産学連携部門担当者（事務職員、教員）の非公式な連絡網が構築されつつあることから、本事業のほかグループに参加している大学等と連携し、リスクマネジメントモデル事業に関するネットワーク構築を試みている。

平成 30 年度以降、どのようなネットワークを構築できるか、関係する大学等と協議をする。

宮崎大学

幹事機関である三重大学のリスクマネジメントシステム（主として秘密情報管理）をベースに、協力機関と討議・検討を重ね、本学に合ったシステム整備に向けて活動を行った。

[体制]

- ▶ 本学では、産学官連携に関するリスクを総合的に管理・調整するマネジメント体制が構築されておらず、組織的な体制が不十分であったため、三重大学が整備している「産学官連携リスクマネジメント室」の仕組みを参考に、研究・企画担当副学長及び産学・地域連携担当副学長と協議し、産学官連携に関するリスクを総合的に管理・調整する「産学官連携リスクマネジメント室」を、平成30年4月1日付けで設置することとした。なお、本学では、三重大学のように専任教職員を配置することが困難であるため、研究・企画担当副学長を筆頭に、産学・地域連携センター、国際連携センター及び研究国際部（事務部）のセンター長と教職員が併任で所属する、バーチャルな組織として位置付けることとした。

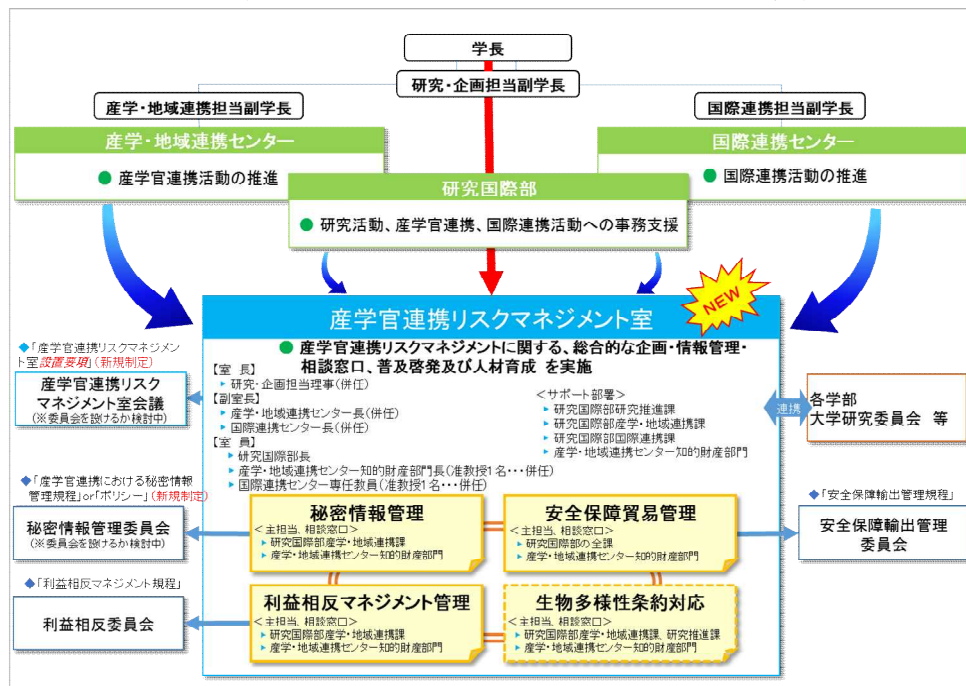


図 17 産学官連携リスクマネジメント室組織図

[秘密情報管理]

- ▶ これまで秘密情報管理については、各教員の見識の範囲での管理に委ねており、全学的な管理・運用基準や規程等は整備していなかった。については、三重大学のマネジメントシステム（対象範囲、区分、管理方法、学内ルール等）を全面的に導入することを前提に、そのシステムを分析し、三重大学モデル宮崎型のマネジメント体制、及びプロトタイプモデルを構築した。また、企業等や教員から提出させる、確認書等の様式については、三重大学の様式をさらにシンプルな様式とし、記入者の作業を軽減できるものをプロトタイプとして準備した。秘密情報管理については、全学的な認識度を向上させ重要性を浸透させること、及びスムーズな運用が必要であると考えたことから、プロトタイプの運用は、平成30年4月から各学部数名の研究者に対して試行的に実施し、その結果（意見等）を反映させ、より良い形で規程等を整備して平成30年9月を目途に本格的に運用を開始する計画である。また、学生・院生へのインフォームド・コンセント等の重要性に鑑み、教員が学生・院生に対して実施する産学官連携に関する注意事項説明、及びインフォームド・コンセントを行う際の「学生・院生へのインフォームド・コンセント等の手引 ver.1」を作成した。本手引についても、前述した各学部数名の研究者の研究室で試行的に実施し、平成30年9月に完成版とする予定である。



図 18 秘密情報管理の学内ルール (抜粋)

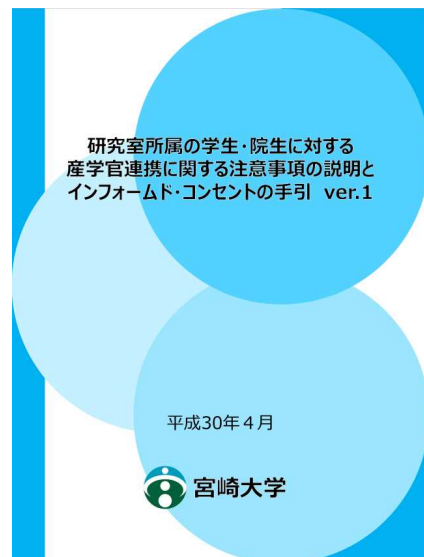


図 19 手引の表紙

[安全保障貿易管理]

- ▶ 安全保障貿易管理については、既に規程、委員会及び運用フローを整備しており、リスクマネジメント会議における協力機関の状況を総じて考察すると、既存の規程や委員会等を生かしたマネジメントが適正であると判断した。しかしながら、留学生受入時、研究試料等の外国発送時、海外出張時の運用が、徹底されていないケースも見受けられるため、学内の関係部署との打合せを数回実施し、運用フローの再確認と連携の強化を図った。今後は、旅費システムとの連動による届出漏れの防止策等、マネジメントシステムの見直しを実施するとともに、教職員への認識度向上のための研修を計画する予定である。

[利益相反マネジメント]

- ▶ 利益相反マネジメントについても、既に規程や委員会が整備されており、これらを生かしたマネジメントを継続していく予定である。しかしながら、本学の定期自己申告における調査対象期間を年度毎としていることや、教員マニュアルの整備、組織対組織の利益相反、大学発ベンチャーに対する利益相反等の対応が遅れていることから、東京医科歯科大学のネットワークによる九州ブロック会議や研修会等に積極的に参加し、他大学の取組を調査・分析を行った。今後は、これらの調査結果を基に、利益相反マネジメント委員会において対応等を協議し、利益相反マネジメントの深化・改善を図る予定である。

[生物多様性条約対応等の新たなリスク]

- ▶ 生物多様性条約対応等の新たなリスクについては、リスクマネジメント会議において、協力機関と意見交換したが、現時点では先進的に進んでいる大学が無かったため、今後、具体的な対応等を連携して検討していくこととした。本学では、今年度、生物多様性条約対応の学内セミナー(意見交換を含む)を国立遺伝学研究所知的財産室 鈴木陸昭 室長 及び九州大学 有体物管理センター 深見克哉 教授を講師に迎え2回開催し、学内への情報提供・意識向上を図った。

[普及・啓発]

- ▶ リスクマネジメントモデル事業実務担当者研修会の開催案内を近隣の高等教育機関(私立大学も含む)へ周知するとともに、参加は出来なかったものの興味を示していただいた機関に対しては、研修会資料を提供する等、地域内の高等教育機関の意識向上に努めた。

2. 全国の大学等からの産学官連携リスクマネジメントに関する相談対応

「全国の大学等からの産学官連携リスクマネジメントに関する相談窓口」を三重大学産学官連携リスクマネジメント室ホームページに設置した。

<http://www.crc.mie-u.ac.jp/rm/academia.html>

相談窓口に寄せられた相談への具体的な対応について、以下に一部を記載する。

私立大学 A

★相談内容

国外出張申請時の申告制度の運用を進めているが、その際の具体的な問い合わせへの対応や最終的な該非判定に対して、どのような取組みをしているか、三重大学の事例を参考にしたい。

●対応

担当者が来学し、本学の輸出管理体制を詳細に説明するとともに、意見交換を行った。

公立大学 B

★相談内容

リスクマネジメント室を立ち上げることを検討しており、三重大学の規程を参考にしたい。

●対応

三重大学の産学官連携リスクマネジメント室規程を提供した。

国立大学 C

★相談内容

「郵送・小荷物発送」に係る輸出管理のチェックシート制定に向けて検討しており、三重大学のチェックシート様式を参考にしたい。

●対応

三重大学で運用している、チェックシートを含む最新の輸出管理様式一式を提供した。

3. 全国の大学等への普及

全国の大学等への普及を目的として、文部科学省主催の実務担当者研修会が下記の日程で開催された。

北海道・東北ブロック	平成 29 年 10 月 24 日 実施担当機関：東北大学
北陸・東海ブロック	平成 29 年 11 月 13 日-14 日 実施担当機関：三重大学
近畿・中国ブロック	平成 29 年 12 月 7 日-8 日 実施担当機関：名古屋大学（協力：神戸大学）
四国・九州・沖縄ブロック	平成 30 年 1 月 9 日-10 日 実施担当機関：名古屋大学（協力：九州大学）
関東・甲信越ブロック	平成 30 年 3 月 30 日 実施担当機関：東京医科歯科大学

三重大学は、北陸・東海ブロックの実施担当機関として研修会を運営したほか、全ブロックの研修会において、三重大学モデルの解説及び分科会（技術流出防止マネジメント）の進行を行った。北陸・東海ブロックの研修会のプログラムと、分科会で展開された議論のまとめを、それぞれ参考資料 2, 3 に示す。

4. 教材等の作成

平成 28 年度産学官連携リスクマネジメントモデル事業において、実務担当者向けに作成した「大学における技術流出防止マネジメント体制構築のためのマニュアル 本部集約型マネジメントモデル」を改訂し、「大学における技術流出防止マネジメントのためのマニュアル第二版」（参考資料 4）を作成した。経営層、研究者向けの内容を追加し、経営層、研究者、実務担当者が全体を俯瞰できる形態とした（例えば、実務担当者であっても、経営層、研究者に必要な内容を参照できる形態となっている）。また、それぞれの立場にとって重要な情報にすぐにアクセスできるよう、本マニュアルには全体の目次とは別に、経営層、研究者、実務担当者用の目次を掲載した。平成 28 年度のマニュアルでは三重大学モデルについて解説していたが、改訂版では協力機関との間でブラッシュアップしたモデルについて解説している。これにより、マネジメント対象となる研究者等への啓発に加えて、当該研究者等を、実務担当者からのボトムアップと経営層からのトップダウンのサンドイッチでマネジメントする体制構築が可能となった。

本マニュアルは、三重大学産学官連携リスクマネジメント室ホームページに掲載している。

<http://www.crc.mie-u.ac.jp/rm/academia.html>

5. 新たなリスクへの対応

本事業において、三重大学は新たなリスクとして、特に ABS 指針への対応に取り組んだ。具体的には、下記のスケジュールで体制構築、学内周知、現状把握及び教材作成を実施した。

平成 29 年

- 8 月 9 日 第 1 回学内ワーキングの開催
- 18 日 学内全教員へのメール周知
- 20 日 【名古屋議定書の国内発効及び ABS 指針の施行】
- 25 日 国際交流を担当する副学長とのミーティング
- 9 月 7 日 大学改革推進戦略会議において、執行部、部局長等へ周知
- 14 日 事務連絡会において、事務部門へ周知
- 28 日 学術情報部国際交流チームとのミーティング
- 10 月 4 日 生物資源学研究科、地域イノベーション学研究科の教授会での説明
- 11 日 医学系研究科、工学研究科の教授会での説明
- 25 日 医学部附属病院の課長会議での説明
- 11 月 8 日 人文学部、教育学部の教授会及び地域イノベーション推進機構での説明
- 22 日 教養教育機構の教授会での説明
- 12 月 12 日 学内全教員を対象とした学内調査（～平成 30 年 2 月 23 日）

平成 30 年

- 2 月 27 日 学内研修会の開催
- 3 月 2 日 第 2 回学内ワーキングの開催、学内研修会の開催
- 3 月 29 日 ABS 指針対応における大学のリスクマネジメントに関するハンドブック

平成 29 年 8 月 9 日及び平成 30 年 3 月 2 日に開催した学内ワーキングのメンバー構成を図 20 に示す。メンバーは、機微度の高い生物系の研究者と知財・リスクマネジメント関係者で構成している。

◆ 学内WG		
■ メンバー＝機微度の高い研究者、知財・リスクマネジメント関係者		
■ 副学長（研究担当）		（兼 リスマネ室長）
医学系研究科	感染症制御医学・分子遺伝学	講師
工学研究科	分子生物工学	教授（兼 知財室長）
生物資源学研究科	分子遺伝育種学	准教授
	食品発酵学	教授
	魚類増殖学	教授（元 知財室長、 前 リスマネ室長）
地域イノベーション推進機構		
	動物機能ゲノミクス部門	准教授
	知的財産統括室	准教授（兼 リスマネ室）
	産学官連携リスクマネジメント室	研究員
学術情報部研究推進チーム		課長 チーム員
アドバイザー		
国立遺伝学研究所	知的財産室	室長

図 20 学内ワーキンググループのメンバー

平成30年3月29日に発行した「ABS指针对应における大学のリスクマネジメントに関するハンドブック」（参考資料5）については、大学の体制構築について解説した教材として国立遺伝学研究所が発行した「名古屋議定書に関する大学等における体制構築ハンドブック」が既に存在するので、そのハンドブックを「大学におけるリスクマネジメント」という観点からまとめたものとなっている。平成29年度のABS指针对应に関する本学の取組み内容についても、作成したハンドブックにまとめられている。

本ハンドブックは、前節で述べた「大学における技術流出防止マネジメントのためのマニュアル第二版」と同様に、三重大学産学官連携リスクマネジメント室ホームページに掲載している。

<http://www.crc.mie-u.ac.jp/rm/academia.html>

6. 平成30年度以降のネットワークの維持・発展

「中小規模大学・地域圏大学技術流出防止マネジメントモデルの普及・啓発活動」については、第9回リスクマネジメント会議において、次年度以降も同会議体を存続し、普及・啓発活動に継続して取り組むことが確認された。活動にあたっては、各種教材や様式類を構成機関で分担して作成・改良し、オンラインの事例集を作成することも決定された。

「東海地区における産学官連携リスクマネジメント普及・展開活動」についても、構築のための検討・準備を行った。安全保障輸出管理については「東海地区大学輸出管理担当者ネットワーク（仮称）」の立上げが決定し、準備会合を開催した。それ以外のリスクマネジメントについては「東海地区知財実務者情報交換会」等の既存のプラットフォームを用いることについて意見交換を行った。